

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年7月13日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

【会社名】 株式会社ALiNKインターネット

【英訳名】 ALiNK Internet, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 池田 洋人

【本店の所在の場所】 東京豊島区南池袋二丁目29番11号 京王プレッソイン池袋2F

【電話番号】 03-6907-0158

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 高杉 雄介

【最寄りの連絡場所】 東京豊島区南池袋二丁目29番11号 京王プレッソイン池袋2F

【電話番号】 03-6907-0158

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 高杉 雄介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期 第1四半期累計期間	第11期 第1四半期累計期間	第10期
会計期間		自 2022年3月1日 至 2022年5月31日	自 2023年3月1日 至 2023年5月31日	自 2022年3月1日 至 2023年2月28日
売上高	(千円)	174,087	149,847	685,491
経常利益	(千円)	56,727	21,813	197,879
四半期(当期)純利益	(千円)	39,108	55,657	140,176
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	138,087	138,087	138,087
発行済株式総数	(株)	2,136,900	2,136,900	2,136,900
純資産額	(千円)	1,725,904	1,544,525	1,488,733
総資産額	(千円)	1,814,968	1,640,957	1,561,593
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	18.30	31.01	65.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	17.83	30.07	64.24
1株当たり配当額	(円)			
自己資本比率	(%)	95.1	94.1	95.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進む中で、個人消費の持ち直しをはじめ景気は緩やかな回復傾向が見られました。しかしながら、海外経済の不確実性や地政学リスクの高まりが景気を下押しする影響が懸念されるなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社を取り巻くインターネット広告市場におきましては、2022年のインターネット広告費は前年比114.3%の3兆912億円となり、継続的に成長を続けております（出典：株式会社電通「2022年日本の広告費」）。

このような状況のなか、当社は“未来の予定を晴れにする”を経営理念として、天気予報専門メディア「tenki.jp」を一般財団法人日本気象協会との共同事業として運営しております。

tenki.jp事業においては、安定的なPV(ページビュー)数の増加とPV当たり広告単価の維持に取り組んでまいりました。当第1四半期累計期間のPV数は、前年同期比104.6%の14億PVとなり、堅調に推移いたしました。一方でPV当たり広告単価は、依然として低迷基調となり、前年同期比80.9%となりました。なお、前事業年度にPV数の測定ツールのアップデートに伴い、測定基準の変更を実施いたしました。アプリのPV取得方法には仮定に基づく推定値を含んでいるため、当第1四半期累計期間よりそれ以前に採用していた測定基準へ変更しております。この測定基準は、ユーザーの利用実態を下回る保守的な方法となるため、今後、精緻となる測定方法を新たに導入する予定であります。

費用面に関しては、将来の売上高及び利益の向上を目的として、新規事業を含めた新たな収益事業の構築に向けた人件費や開発費等の先行投資を行っております。

この結果として、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高149,847千円(前年同期比13.9%減)、営業利益21,834千円(前年同期比61.9%減)、経常利益21,813千円(前年同期比61.5%減)、四半期純利益55,657千円(前年同期比42.3%増)となりました。

なお、当社はtenki.jp事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は1,640,957千円となり、前事業年度末に比べ79,363千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が133,690千円増加した一方で、積立保険の一部を解約したことに伴い長期前払費用が56,893千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は96,432千円となり、前事業年度末に比べ23,571千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が20,567千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は1,544,525千円となり、前事業年度末に比べ55,791千円増加いたしました。これは主に、四半期純利益の計上により利益剰余金が55,657千円増加したことによるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,800,000
計	7,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年7月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,136,900	2,136,900	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	2,136,900	2,136,900		

(注) 提出日現在発行数には、2023年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2023年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 4
新株予約権の数(個)	1,339
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 133,900 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,019 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2023年3月29日 至 2033年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,020 資本組入額 510
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

新株予約権の発行時(2023年3月29日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行き行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値（以下、「終値」という。）の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも本新株予約権の割当日の終値に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日

から上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注) 3 に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注) 4 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年5月31日		2,136,900		138,087		135,087

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 342,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,792,400	17,924	同上
単元未満株式	普通株式 2,500		
発行済株式総数	2,136,900		
総株主の議決権		17,924	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が68株含まれております。

【自己株式等】

2023年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ALINKインターネット	東京都豊島区南池袋二丁目 29番11号 京王プレッソイ ン池袋2F	342,000		342,000	16.00
計		342,000		342,000	16.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2023年3月1日から2023年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(2023年3月1日から2023年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第10期事業年度 EY新日本有限責任監査法人

第11期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間 三優監査法人

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2023年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,194,559	1,328,249
売掛金及び契約資産	164,562	171,707
前払費用	24,583	13,618
その他	3,376	13,797
流動資産合計	1,387,082	1,527,373
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,954	8,396
減価償却累計額	2,942	1,804
建物(純額)	7,011	6,591
機械及び装置	40,000	40,000
減価償却累計額	26,719	27,134
機械及び装置(純額)	13,280	12,865
工具、器具及び備品	2,528	2,528
減価償却累計額	1,709	1,827
工具、器具及び備品(純額)	819	701
有形固定資産合計	21,111	20,158
投資その他の資産		
長期前払費用	108,409	51,516
投資不動産	71,868	71,868
減価償却累計額	43,113	44,861
投資不動産(純額)	28,755	27,007
繰延税金資産	10,498	9,165
その他	5,737	5,737
投資その他の資産合計	153,400	93,426
固定資産合計	174,511	113,584
資産合計	1,561,593	1,640,957

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2023年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,003	8,705
未払金	5,255	12,809
未払費用	20,676	21,699
未払法人税等	5,842	26,410
未払消費税等	11,036	9,012
預り金	3,294	3,331
賞与引当金	1,400	600
株主優待引当金	2,486	
その他	8,167	8,167
流動負債合計	67,164	90,736
固定負債		
資産除去債務	5,695	5,695
固定負債合計	5,695	5,695
負債合計	72,860	96,432
純資産の部		
株主資本		
資本金	138,087	138,087
資本剰余金	173,304	173,304
利益剰余金	1,515,797	1,571,455
自己株式	338,455	338,455
株主資本合計	1,488,733	1,544,391
新株予約権		133
純資産合計	1,488,733	1,544,525
負債純資産合計	1,561,593	1,640,957

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2022年3月1日 至2022年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自2023年3月1日 至2023年5月31日)
売上高	174,087	149,847
売上原価	46,128	58,180
売上総利益	127,958	91,666
販売費及び一般管理費	70,604	69,832
営業利益	57,354	21,834
営業外収益		
為替差益	975	356
不動産賃貸料	789	1,537
保険配当金		611
営業外収益合計	1,764	2,505
営業外費用		
不動産賃貸費用	2,391	2,526
営業外費用合計	2,391	2,526
経常利益	56,727	21,813
特別利益		
保険解約返戻金		59,734
特別利益合計		59,734
税引前四半期純利益	56,727	81,547
法人税、住民税及び事業税	18,441	24,556
法人税等調整額	822	1,332
法人税等合計	17,618	25,889
四半期純利益	39,108	55,657

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)
減価償却費	565千円	952千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

当社は、tenki.jp事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

当社は、tenki.jp事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

当社は、tenki.jp事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を、収益認識の時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	tenki.jp	その他	合計
一時点で移転されるサービス	164,232	1,221	165,453
一定の期間にわたり移転されるサービス	8,634		8,634
顧客との契約から生じる収益	172,866	1,221	174,087
外部顧客への売上高	172,866	1,221	174,087

当第1四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

当社は、tenki.jp事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を、収益認識の時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	tenki.jp	その他	合計
一時点で移転されるサービス	138,078	1,244	139,322
一定の期間にわたり移転されるサービス	10,524		10,524
顧客との契約から生じる収益	148,602	1,244	149,847
外部顧客への売上高	148,602	1,244	149,847

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	18円30銭	31円01銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	39,108	55,657
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	39,108	55,657
普通株式の期中平均株式数(株)	2,136,832	1,794,832
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	17円83銭	30円07銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	56,477	56,385
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		第2回新株予約権 (2023年3月14日取締役 会決議、株式の数 133,900株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年7月13日

株式会社A L i N Kインターネット

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鳥井 仁

指定社員
業務執行社員

公認会計士 井上 道明

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社A L i N Kインターネットの2023年3月1日から2024年2月29日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（2023年3月1日から2023年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年3月1日から2023年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社A L i N Kインターネットの2023年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年2月28日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2022年7月13日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2023年5月24日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。